

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
魚津市	天神地区 (東山、青柳、天神野新、東尾崎、木下新)	令和3年3月31日	令和3年3月31日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	194.54 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者の耕作面積の合計	99.69 ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	110.15 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	38.95 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	71.20 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.50 ha
⑤-1 当該地区の受け手の耕作面積(現状経営面積)	99.09 ha
⑤-2 当該地区の受け手の経営体数	9経営体
⑥-1 当該地区の近い将来の出し手の耕作面積(アンケートで「後継者がいないと回答した者」)	62.68 ha
⑥-2 当該地区の近い将来の出し手の農業者数(アンケートで「後継者がいないと回答した者」)	54人
⑦ ⑤+⑥	161.77 ha
⑧ ⑦/①	83.16%
(備考)	

注1: ③の「70歳以上」には、地域の実情に応じて5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引き受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題※耕地面積は農地台帳による。耕作面積は、水田営農計画データによる。

天神地区の耕地面積は194.54haのうち、認定農業者等担い手となる農業者の耕地面積は99.09haとなっており、地区全体の集積率は50.94%となっている。また、地区内に2つの農事組合法人、1つの営農組織、2つの経営体が認定農業者等が入作しているほか、他地区から1つの農事組合法人、1つの農業法人も入作しており、地域の農業の中心となる経営体となっている。

地域の農地の集積・集約化も進んでおり、一部を除き、基盤整備も完了している。**引き続き、農地中間管理機構を活用し、地域の中心経営体に農地の集積・集約化を進めるとともに、今後、さらなる農業作業の最適化、低コスト・高収入化を図るため、スマート農業の導入等も検討**する必要がある。

また、**一部の地区について、基盤整備の是非について検討するほか、農事組合法人の経営基盤強化を目的に、(農)東花営農組合、(農)天神営農組合の統合等について検討**する。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

※耕地面積は農地台帳による。耕作面積は、水田営農計画データによる。

#### (東山)

東山地区の耕地面積は32.67ha。うち、4.41%にあたる1.44haを青柳営農組合、林清唯氏（認農※片貝地区）が耕作している。

引き続き、地域の農業の**中心経営体として位置付け、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を図るとともに、新たな受け手の促進**を図る。

一方、アンケートに回答した農地所有者の耕地面積14.67のうち、46%にあたる6.75haの農地所有者が「後継者がいない又は未定」と回答しており、将来の後継者に創出について課題となっている。

こうしたことから、新たな受け手が参入しやすいよう、**基盤整備の実施**や**地区外の営農組織との連携**又は**新たな営農組織の設立等について検討**していく必要がある。

#### (青柳)

青柳地区の耕地面積は20.60ha。うち、64.37%にあたる13.26haを青柳営農組合（集）、関口賢治氏（認農）が耕作している。

引き続き、地域の農業の**中心経営体として位置付け、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を図るとともに、新たな受け手の促進**を図る。また、さらなる農業作業の最適化・効率化を図るため、**スマート農業等の導入について検討**する必要がある。

#### (天神野新)

天神野新地区の耕地面積は78.76ha。うち、52.02%にあたる40.97haを（農）東花営農組合（認農法集）、（農）天神営農組合（認農法集）、関口春樹氏（認農）、関口賢治氏（認農）、（農）布施の里（認農法集：※西布施地区）、（株）天空（認農法：※西布施地区）が耕作している。

引き続き、地域の農業の**中心経営体として位置付け、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を図るとともに、新たな受け手の受け入れ促進**を図る。また、さらなる農業作業の最適化・効率化を図るため、**スマート農業等の導入について検討**する必要がある。

#### (東尾崎)

東尾崎地区の耕地面積は43.49ha。うち、77.72%にあたる33.80haを（農）東花営農組合（認農法集）、関口賢治氏（認農）、（農）布施の里（認農法集：※西布施地区）、藤森義昭氏（※西布施地区）が耕作している。

引き続き地域の農業の**中心経営体として位置付け、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を図るとともに、新たな受け手の受け入れ促進**を図る。また、さらなる農業作業の最適化・効率化を図るため、**スマート農業等の導入について検討**する必要がある。

#### (木下新)

木下新地区の耕地面積は19.02ha。うち、50.58%にあたる9.62haを（農）東花営農組合（認農法集）、関口賢治氏（認農）が耕作している。

引き続き地域の農業の**中心経営体として位置付け、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を図るとともに、新たな受け手の受け入れ促進**を図るため、**基盤整備の実施**について検討していく必要がある。

また、さらなる農業作業の最適化・効率化を図るため、**スマート農業等の導入について検討**する必要がある。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考)中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法 集	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか) 大麦 大豆	39.18 ha	主穀作 (水稻ほか) 大麦 大豆	40.18 ha	天神野新、東尾崎、木下 新
認農法 集	中心経営体 【個人名等のため非公開】	大豆	10.51 ha	大豆	11.51 ha	天神野新
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	17.17 ha	主穀作 (水稻ほか)	18.17 ha	天神野新
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	12.74 ha	主穀作 (水稻ほか)	13.74 ha	青柳、天神野新、東尾崎、 木下新
集	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	11.79 ha	主穀作 (水稻ほか)	12.79 ha	東山、青柳
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.28 ha	主穀作 (水稻ほ か)	0.78 ha	東山
認農法 集	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	6.23 ha	主穀作 (水稻ほ か)	6.73 ha	東尾崎、天神野新
認農法	中心経営体 【個人名等のため非公開】	野菜 (サツマイモ)	0.41 ha	野菜 (サツマイモ)	0.41 ha	天神野新
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.78 ha	主穀作 (水稻ほ か)	1.28 ha	東尾崎
計	9経営体	-	99.09 ha	-	105.59 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄については、プランの対象地域内における中心経営体の経営面積を記載します。